

# 「各法科大学院におけるコア・カリキュラムの運用状況把握のための調査」報告書

2025年6月30日

法科大学院協会 カリキュラム等検討委員会 コア・カリキュラム等検討小委員会

## 1. はじめに

「平成の司法制度改革」の流れの中で2004年に法科大学院制度が始まったが、それからほどなくして、法科大学院教育の質の向上を図るべきであるという声が高まってきた。

そこで、文部科学省は、2008年度・2009年度の両年度にわたって「専門職大学院等における高度専門職業人養成教育推進プログラム」(以下「プログラム」という。)として「法科大学院コア・カリキュラムの調査研究」(以下「調査研究」という。)を実施した<sup>1</sup>。

この間に、2009年4月にとりまとめられた中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会(以下「法科大学院特別委員会」という。)「法科大学院教育の質の向上のための改善方策について(報告)」では、法科大学院修了者の質の保証のための改善方策の一つとして、すべての法科大学院における共通的な到達目標を策定する必要があるとの提言がなされている<sup>2</sup>。

上記の調査研究を実施した調査研究班は、2009年12月に法科大学院における「共通的到達目標(コア・カリキュラム)モデル(第一次案)」を策定し、これを公表した。その後、各法科大学院へのアンケート等をふまえて、2010年3月に上記のプログラムと法科大学院協会の共催で開催されたシンポジウムにおいて「共通的到達目標モデル(第二次案)」が公表された。そこで表明された意見やその後に関係機関から寄せられた意見をふまえてさらに修正がなされ、同年9月に「共通的な到達目標モデル(第二次案修正案)」が公表された<sup>3</sup>。

また、同月に開催された第42回法科大学院特別委員会においては、同委員会第2ワーキング・グループがとりまとめた「共通的な到達目標の在り方に関する検討結果」が了承された。これによれば、「各法科大学院が、学生が修了時までに確実に修得すべき知識・能力の内容・水準として、適切な到達目標を設定」し、それが「ミニマム・スタンダード

---

<sup>1</sup> 調査研究の具体的な内容については、プログラムの選定取組一覧を参照。同一覧は、国立国会図書館ホームページWARP(Web Archiving Project)で確認可能である(URL:[https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11402417/www.mext.go.jp/b\\_menu/houdou/20/07/08\\_072909/001/001.htm](https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11402417/www.mext.go.jp/b_menu/houdou/20/07/08_072909/001/001.htm) [2025年6月30日現在/以下同様])。

<sup>2</sup> 同報告については、文部科学省ホームページを参照(URL:[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chukyo/chukyo4/houkoku/1261059.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo4/houkoku/1261059.htm))。

<sup>3</sup> 経緯及び「共通的な到達目標モデル(第二次案修正案)」の具体的な内容については、法科大学院協会ホームページを参照(URL:[https://www.lskyokai.jp/info\\_101019/](https://www.lskyokai.jp/info_101019/))。

としての『共通的な到達目標』に照らし、それと同等もしくはそれを上回る到達目標となっているかを評価することが期待される」とされている<sup>4</sup>。

その後、「共通的な到達目標モデル（第二次案修正案）」をふまえた到達目標が設定されているか否かが法科大学院認証評価でも考慮されるようになったこともあり、各法科大学院においては、そのような到達目標が設定されるケースが増加した。

もっとも、法科大学院を取り巻く環境がより一層厳しさを増し、法科大学院の募集停止・廃止が相次ぎ、また、いわゆる「3+2」制度や司法試験の在学中受験の導入など、法曹養成制度自体が大きく変わることになった。ところが、「共通的到達目標モデル（第二次案修正案）」が見直されることもなく、また、各法科大学院における到達目標が法科大学院間で共有されることもないまま、10年以上が経過した。

このような状況を受けて、法科大学院協会は、2022年6月に開催された総会において、カリキュラム等検討委員会の下にコア・カリキュラム小委員会を設置し、まずは各法科大学院におけるコア・カリキュラムの運用状況について調査を実施することにした。

この小委員会における議論をふまえて、2025年3月から4月にかけて、「各法科大学院におけるコア・カリキュラムの運用状況把握のための調査」を実施した。本報告書は、この調査結果を紹介するとともに、若干の分析を試みるものである。

## 2. アンケート項目

小委員会の議論をふまえて策定されたアンケート項目は、以下の通りである。

**Q1 現在、貴法科大学院で用いているコア・カリキュラムは、次のうちいずれに当てはまりますか。**

- ① 「共通的な到達目標モデル（第二次案修正案）」をそのまま用いており、独自のコア・カリキュラムは策定していない。
- ② 「共通的な到達目標モデル（第二次案修正案）」をベースにして、一定程度修正を加えて独自のコア・カリキュラムとして用いている。《⇒Q 2へ》
- ③ 「共通的な到達目標モデル（第二次案修正案）」をベースにして、大幅に修正を加えて独自のコア・カリキュラムとして用いている。《⇒Q 2へ》
- ④ 「共通的な到達目標モデル（第二次案修正案）」とは異なる独自のコア・カリキュラムを策定している。《⇒Q 3へ》
- ⑤ 科目ごとに、①～④の対応が異なっている。《⇒Q 4へ》
- ⑥ いずれにも当てはまらない。《⇒Q 5へ》

<sup>4</sup> 同検討結果については、文部科学省ホームページを参照（URL：[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chukyo/chukyo4/012/siryo/attach/1298024.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo4/012/siryo/attach/1298024.htm)）。

**Q 2 [Q 1 で②または③と回答した場合]**

貴法科大学院で策定されているコア・カリキュラムは、「共通的な到達目標モデル（第二次案修正案）」にどのような修正を加えていますか。以下のうち該当するものをすべてお選び下さい。（複数回答可）

- ① 法改正が行われた際に、それに対応する修正を行っている。
- ② 新たな判例が出された際に、それに対応する修正を行っている。
- ③ 授業内容に沿う形で修正を行っている。  
(具体的に：〈自由記述欄〉)
- ④ 自学の人材育成目標や「学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）」、「教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）」等をふまえて、それに対応する修正を行っている。  
(具体的に：〈自由記述欄〉)
- ⑤ その他（〈自由記述欄〉）

**Q 3 [Q 1 で④と回答した場合のみ]**

貴法科大学院では、どのような方針のもとでコア・カリキュラムを独自に策定されましたか。具体的にお示し下さい。

**Q 4 [Q 1 で⑤と回答した場合のみ]**

科目ごとに、どのような対応をしていますか。具体的にお示し下さい。

**Q 5 [Q 1 で⑥と回答した場合のみ]**

Q 1 の①～⑤のいずれにも当てはまらないとした理由を、具体的にお示し下さい。

**Q 6 「共通的な到達目標モデル（第二次案修正案）」では、憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法、民事訴訟実務、刑事訴訟実務、法曹倫理の合計 10 の分野について、共通的到達目標のモデルが提示されています。上記のうち、貴法科大学院でコア・カリキュラムを策定していない（または上記のモデルを利用していない）分野、あるいは独自のコア・カリキュラム（「共通的な到達目標モデル（第二次案修正案）」を一定程度または大幅に修正した場合を含む。）を作成した分野はありますか。**

- ① コア・カリキュラムを策定していない（または上記のモデルを利用していない）分野がある（具体的に：〈自由記述欄〉）
- ② 独自のコア・カリキュラムを作成した分野がある。（具体的に：〈自由記述欄〉）
- ③ いずれもない。

**Q7 貴法科大学院において、現在はコア・カリキュラムを策定していないものの、今後その作成を考えている分野はありますか。**

- ① ある (具体的に:〈自由記述欄〉)
- ② ない

**Q8 「共通的な到達目標モデル（第二次案修正案）」が策定されていない分野で、同様のモデルが示された方が望ましいと考える分野はありますか。**

- ① ある (具体的に:〈自由記述欄〉)
- ② ない

**Q9 「3+2」の導入または在学中受験の実施をふまえて、コア・カリキュラムを修正しましたか。**

- ① 修正した  
(修正内容:〈自由記述欄〉)
- ② 修正していないが、修正を検討している
- ③ 修正していないし、修正を検討していない

**Q10 [貴法科大学院が、自学で設置されている連携法曹基礎課程（法曹コース）と法曹養成連携協定を締結している場合、または他大学で設置されている連携法曹基礎課程（法曹コース）と法曹養成連携協定を締結している場合（2025年度以降、法曹養成連携協定を締結予定の場合も含む。）にのみ、ご回答下さい。]**

貴法科大学院では、法曹養成連携協定を締結している大学の連携法曹基礎課程（法曹コース）で利用するためのコア・カリキュラムを策定していますか。

- ① 策定している。
- ② 策定していないが、貴法科大学院が作成した独自のコア・カリキュラムを法曹養成連携課程の授業でも利用してもらっている。  
(利用してもらっている科目名:〈自由記述欄〉)
- ③ 策定していないが、「共通的な到達目標モデル（第二次案修正案）」を法曹養成連携課程（法曹コース）の授業でも利用してもらっている。  
(利用してもらっている科目名:〈自由記述欄〉)
- ④ 策定しておらず、法科大学院が作成した独自のコア・カリキュラムがある場合であっても当該コア・カリキュラムを法曹養成連携課程（法曹コース）の授業で利用してもらっていないし、「共通的な到達目標モデル（第二次案修正案）」も法曹養成連携課程（法曹コース）の授業で利用してもらっていない。

**Q11 貴法科大学院では、コア・カリキュラム（または「共通的な到達目標モデル（第2次案修正案）」）をどのような形で活用していますか。（複数回答可）**

- ① シラバスを作成する際に参照している。
- ② ガイダンス等で授業全体の説明をする際に参照している。
- ③ 授業において取り上げる項目として参照している。
- ④ 新たな授業科目を設置する際に参照している。
- ⑤ 従来の授業科目の内容を見直す際に参照している。
- ⑥ その他（具体的に：〈自由記述欄〉）

**Q12 貴法科大学院のコア・カリキュラム策定に実務家教員は関与していますか（なお、Q1で①と回答した場合も、そのような決定に至る過程で、実務家教員が関与したか否か、関与した場合、どの程度関与したかをお示しください）**

- ① まったく関与していない。
- ② 関与している。（関与している科目や関与の程度などについて具体的に：〈自由記述欄〉）

**Q13 その他、コア・カリキュラムと「共通的な到達目標モデル（第2次案修正案）」に関する意見があれば、具体的にお示し下さい。**

### 3. 調査結果の紹介

#### (1) アンケートの回答数について

アンケートは、2025年3月時点で学生募集を行っている34校の法科大学院に対して実施したが、そのうち27校から回答を得た（回答率79.4%）。

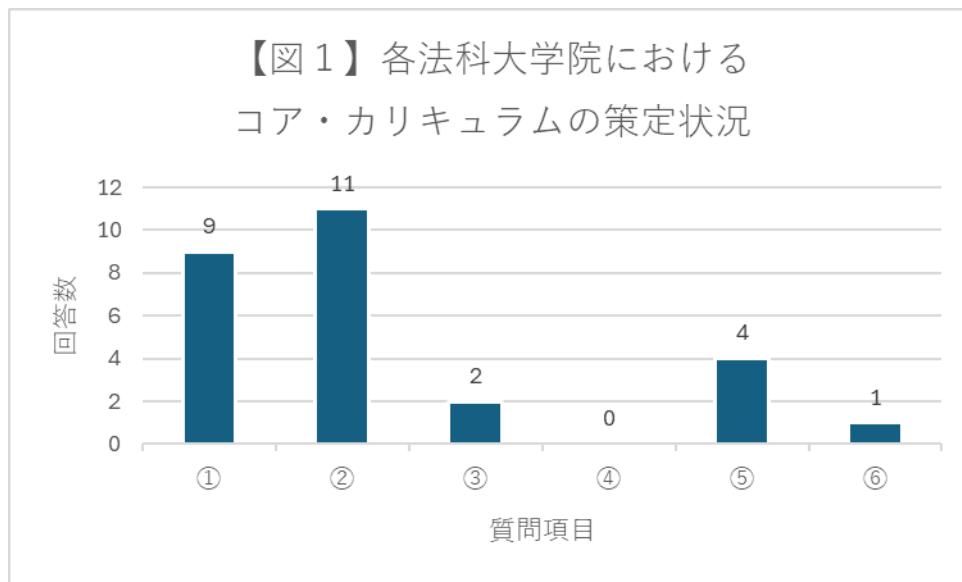
#### (2) Q1について

Q1は、各法科大学院におけるコア・カリキュラムの策定状況について尋ねる質問である。各回答の数値は、【表1】の通りである。

【表1】各法科大学院におけるコア・カリキュラムの策定状況

質問項目	回答数
① 「共通的な到達目標モデル（第二次案修正案）」をそのまま用いており、独自のコア・カリキュラムは策定していない。	9
② 「共通的な到達目標モデル（第二次案修正案）」をベースにして、一定程度修正を加えて独自のコア・カリキュラムとして用いている。	11
③ 「共通的な到達目標モデル（第二次案修正案）」をベースにして、大幅に修正を加えて独自のコア・カリキュラムとして用いている。	2
④ 「共通的な到達目標モデル（第二次案修正案）」とは異なる独自のコア・カリキュラムを策定している。	0
⑤ 科目ごとに、①～④の対応が異なっている。	4
⑥ いずれにも当てはまらない。	1

上記をグラフにしたもののが、【図1】である。



### (3) Q 2について

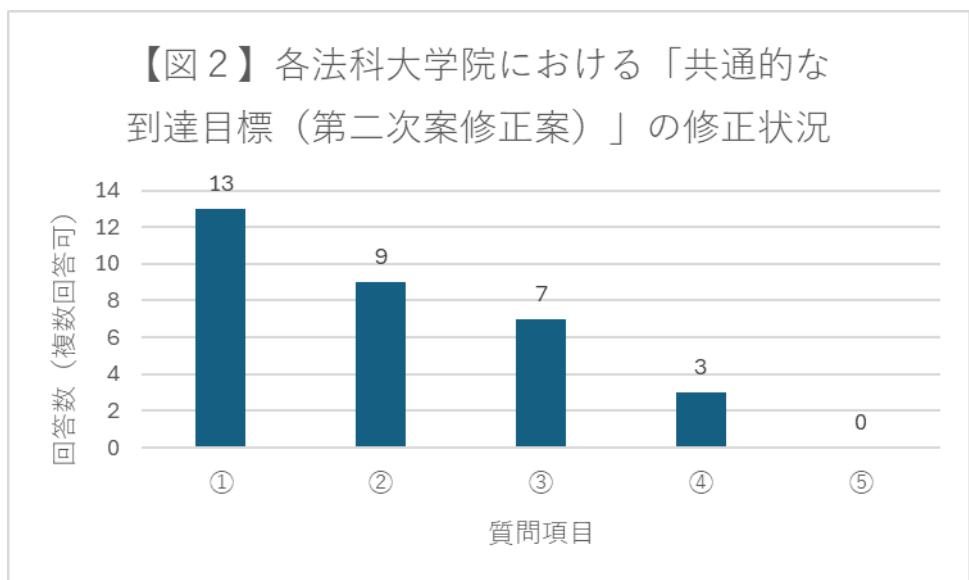
Q 2は、Q 1において、コア・カリキュラムを②「一定程度修正している」（11校）または③「大幅に修正している」（2校）と回答した大学（計14校）に対して、具体的にどのような修正を行っているかについて問うものである。

各回答の数値は、【表2】の通りである。なお、複数回答可としているため、回答数の合計は、回答した大学数とは一致しないことに留意されたい。

【表2】各法科大学院における「共通的な到達目標（第二次案修正案）」の修正状況

質問項目	回答数
① 法改正が行われた際に、それに対応する修正を行っている。	13
② 新たな判例が出された際に、それに対応する修正を行っている。	9
③ 授業内容に沿う形で修正を行っている。	7
④ 自学の人材育成目標や「学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）」、「教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）」等をふまえて、それに対応する修正を行っている。	3
⑤その他	0

上記をグラフにしたものが、【図2】である。



また、③～⑤については、それぞれ具体的な修正内容について説明を求めたところ、次のような回答があった。

【③について】

- ・授業で使用する教科書との対応等を意識して、該当頁と該当項目の関係を明確にするなどしている。
- ・「共通的な到達目標モデル（第二次案修正案）」で到達目標とされる内容のうち、授業で取り上げるものと自学自習に委ねるべきものとの関係を示している。
- ・各科目の担当者の裁量により、授業での重点の置き方や目標達成のための授業の方法などについても踏み込んで記載している場合がある。
- ・分野ごとに、開講されている当該分野の科目において各授業回で取り扱う内容を、「共通的な到達目標モデル（第二次案修正案）」のどの項目に該当するかを提示したものを「最低限習得すべき内容」としてまとめ、年度初めに新入生に配布している。

- ・刑事訴訟法について、演習科目では、刑事実体法についても、刑事訴訟法の理解の深化に必要な範囲で学修する計画としている。また、刑事実務科目の履修が在学中受験後となることを考慮して、一部、実務での取扱いに関わる内容にも触れる計画としている。
- ・本学では2022年3月に自大学版到達目標を設定した。この到達目標は、2025年度中に見直しを行う予定としている。2022年3月に作成した自大学版到達目標については、各科目担当者に確認のうえ、修正を行った。

[④について]

- ・「共通的な到達目標」として、本学のポリシー等をふまえたものを作成し、毎年度改訂している。
- ・社会を先導する法曹にふさわしい高度な専門性や社会の変化に対応しうる先端性・国際性・学際性を重視する観点から、各科目の担当者の裁量により、共通的な到達目標にある項目についてより深い理解を求めている部分や項目を追加している部分があるほか、共通的な到達目標が策定されていない選択科目（後掲）についての到達目標も策定している。
- ・たとえば、民法の親族法分野では、「子の引渡しに関する紛争がどのように扱われるのかにつき、具体例をあげて説明することができる」という項目を加えている。本学が養成しようとする「地域にこだわりつつ世界を見つめる」法曹が関係し得る事件として国際家事事件を挙げていることから、学生が修得すべき重要な基礎的項目であると考えたからである。

**(4) Q 3について**

Q 3は、Q 1で「④共通的な到達目標モデル（第二次案修正案）」とは異なる独自のコア・カリキュラムを策定している。と回答した大学を対象としたものであるが、そのような回答がなかったため、同様に回答がなかった。

**(5) Q 4について**

Q 4は、Q 1で「⑤科目ごとに、①～④の対応が異なっている。」と回答した大学を対象として、その具体的な内容の説明を求めるものであるが、次のような回答があった。

- ・「共通的な到達目標モデル（第二次案修正案）」をそのまま用いている科目（行政法、刑事訴訟実務など）と、「共通的な到達目標モデル（第二次案修正案）」ベースにして、一定程度修正を加えて独自のコア・カリキュラムとして用いている科目（民法、刑法、民事訴訟法など）がある。一定程度の修正を加えている科目では、法改正・新たな判例に対応する修正を行っている。
- ・商法については、会社法の改正があったことから、それに対応する形で、共通的な到達目標モデル（第二次案修正案）を少し修正した。

・憲法、刑法、行政法、刑事訴訟実務→ Q1の①、Q6の③

民法、商法、民事訴訟法、刑事訴訟法→ Q1の②、Q2の①・②

〔具体例〕

#### 【刑事訴訟法】

① 基本的には「共通的な到達目標モデル（第二次案修正案）」をベースにして講義内容を組み立てていることをシラバスの「概要」において明示している。

② 上記「モデル」の内容に一定程度修正（下記参照）を加えたものを各講義回の取扱い内容として（シラバス及び予習用の配付資料において）提示している。

〔修正内容〕

・重要な法改正が行われた際に、それに対応する修正を行っている。

・新たな重要な判例が出された際に、それに対応する修正を行っている。

③ 上記「モデル」に含まれる項目のうち、講義時間内に取り扱えないものについては、各講義回のシラバスまたは予習用の配付資料の中で、「自習」の指示を出すようにしている。

#### 【刑事実務基礎】

① 基本的には「共通的な到達目標モデル（第二次案修正案）」をベースにして講義内容を組み立てていることをシラバスの「概要」において明示している。

② 上記「モデル」に含まれる重要な内容（項目）を各講義回の取扱い内容としてシラバスに明示した上で、それを意識して講義を実施している（配付資料等の作成を含む）。

・① 行政法、商法、民訴法、刑訴法、刑事訴訟実務の基礎、法曹倫理については、「共通的な到達目標モデル（第二次案修正案）」をそのまま用いている。

② 憲法については、基本的にコア・カリキュラムの内容を用いているが、判例のアップデートを行った箇所もある。

③ 民法については、「共通的な到達目標モデル（第二次案修正案）」をベースにして、法改正が行われた際に、それに対応する修正を行い、また新たな判例が出された際に、それに対応する修正を行っている。

④ 民事訴訟実務の基礎については、「共通的な到達目標モデル（第二次案修正案）」をベースにして、法改正が行われた際に、それに対応する修正を行い、また新たな判例が出された際に、それに対応する修正を行うとともに、授業内容に沿う形で修正を行っている。具体的には、裁判官・代理人の役割等は、講義で解説するのではなく、模擬裁判の中で、それを行う上で必要な限度で解説している。経験則も同様である。

#### (6) Q 5について

Q 5は、Q 1で「⑥いずれにも当てはまらない。」と回答した大学を対象として、その具体的な内容の説明を求めるものであるが、次のような回答があった。

・刑事訴訟法：Q 1①の対応

その他の科目：「共通的な到達目標モデル（第二次案修正案）」を用いておらず、かつ、独自のコア・カリキュラムも策定していない。

なお、当法科大学院として、各科目に共通するものとして、学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）は定めている（Q13の回答も参照）。

#### (7) Q 6について

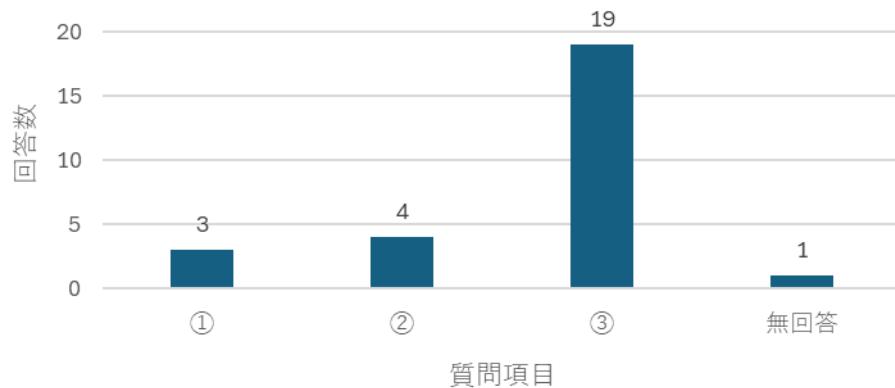
Q 6は、「共通的な到達目標（第二次案修正案）」が策定されている10の分野につき、各法科大学院においてどの程度の分野についてコア・カリキュラムが策定されているかを確認するものである。各回答の数値は、【表3】の通りである。

【表3】各法科大学院における分野ごとのコア・カリキュラムの策定状況

質問項目	回答数
①コア・カリキュラムを策定していない（または上記のモデルを利用していない）分野がある。	3
②独自のコア・カリキュラムを作成した分野がある。	4
③いずれもない。	19
無回答	1

上記をグラフにしたもののが、【図3】である。

【図3】各法科大学院における分野ごとの  
コア・カリキュラムの策定状況



また、①と②については、それぞれ具体的な分野について説明を求めたところ、次のような回答があった。

[①について：コア・カリキュラムを策定していない分野]

- ・民事訴訟実務、刑事訴訟実務、法曹倫理
- ・法曹倫理
- ・刑事訴訟法以外の科目

[②について：独自のコア・カリキュラムを策定した分野]

- ・民法については、共通的な到達目標モデル（第二次案修正案）は、瑕疵担保責任を前提に作成されていたが、法改正がされ、契約不適合給付責任に変更されたため、改正法に適合するように、当該分野については、共通的な到達目標モデル（第二次案修正案）を修正している。
- ・Q 1 の回答のとおり、10 の分野について、独自のコア・カリキュラムを作成している（「共通的な到達目標モデル（第二次案修正案）」を一定程度修正している。）。
- ・憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法、民事訴訟実務、刑事訴訟実務、法曹倫理の 10 分野すべてで一定程度の修正を行っている。
- ・労働法、倒産法、知的財産法、租税法、環境法、経済法、国際関係法（私法系）、国際関係法（公法系）で作成している。

#### **(8) Q 7について**

Q 7 は、現在はコア・カリキュラムを策定していないものの、今後その作成を考えている分野があるかを確認するものである。

これについては、すべての法科大学院が「②ない」と回答した。

#### **(9) Q 8について**

Q 8 は、「共通的な到達目標（第二次案修正案）」が策定されていない分野のうち、策定されることが望ましい分野の有無を尋ねるものである。

これについては、ほとんどの法科大学院が「②ない」と回答したが、「①ある」としたうえで、司法試験選択科目については策定した方がよいと回答した大学が 3 校あった（うち 1 校は、具体的な科目として労働法・税法・知的財産法を挙げている）。

#### **(10) Q 9について**

Q 9 は、「3 + 2」の導入または在学中受験の実施をふまえて、コア・カリキュラムの修正を行ったか否かを尋ねるものである。

これについては、ほとんどの法科大学院が「③修正していないし、修正を検討していない」と回答したが、「①修正した」とするものと「②修正していないが、修正を検討している」とするものが各 1 校あった。

また、①と②については、それぞれ具体的な検討内容について説明を求めたところ、次のような回答があった。

【①について】

- ・Q2回答のとおり、刑事訴訟法について、刑事実務科目の履修が在学中受験後となることを考慮して、一部、実務での取扱いに関わる内容にも触れる計画としている。

【②について】

- ・商法について検討している。

#### (11) Q10について

Q10は、自大学または他大学と「3+2」に関する法曹養成連携協定を締結している大学に対して、連携法曹基礎課程（法曹コース）で利用するためのコア・カリキュラムを策定しているか否かを尋ねるものである。

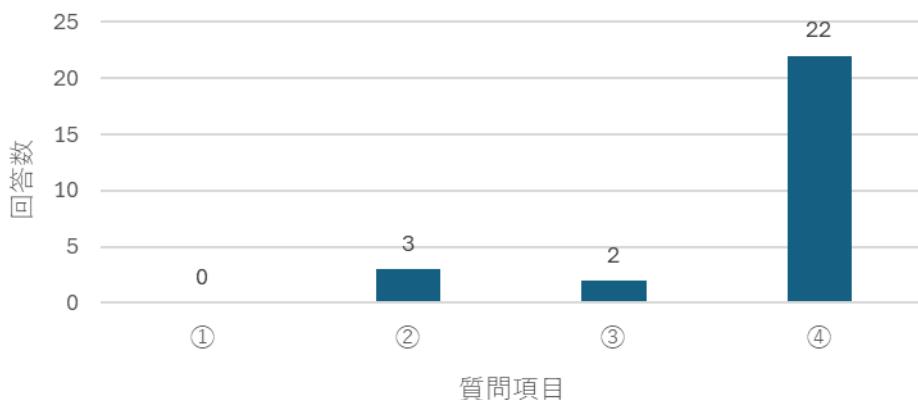
各回答の数値は、【表4】の通りである。

【表4】連携法曹基礎課程（法曹コース）で利用するコア・カリキュラムの策定状況

質問項目	回答数
①策定している。	0
②策定していないが、貴法科大学院が作成した独自のコア・カリキュラムを法曹養成連携課程の授業でも利用してもらっている。	3
③策定していないが、「共通的な到達目標モデル（第二次案修正案）」を法曹養成連携課程（法曹コース）の授業でも利用してもらっている。	2
④策定しておらず、法科大学院が作成した独自のコア・カリキュラムがある場合であっても当該コア・カリキュラムを法曹養成連携課程（法曹コース）の授業で利用してもらっていないし、「共通的な到達目標モデル（第二次案修正案）」も法曹養成連携課程（法曹コース）の授業で利用してもらっていない。	22

上記をグラフにしたものが、【図4】である。

【図4】連携法曹基礎課程（法曹コース）で利用するコア・カリキュラムの策定状況



①法曹コースで利用するためのコア・カリキュラムを策定していると回答した大学は存在せず、むしろ、ほとんどの大学が、④独自のコア・カリキュラムも「共通的な到達目標モデル（第二次案修正案）」のいずれも利用していないと回答している。

もっとも、法曹コースの授業においても、②独自のコア・カリキュラム、または「共通的な到達目標モデル（第二次案修正案）」を利用してもらっていると回答した大学が合計で5校ある点である。この②と③については、それぞれ具体的な分野について説明を求めたところ、次のような回答があった。

[②について：独自のコア・カリキュラムを利用している分野]

- ・憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法
- ・民法
- ・法科大学院との共同開講科目（憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法）のすべて

[③について：「共通的な到達目標モデル（第二次案修正案）」を利用している分野]

- ・憲法、民法、刑法、商法、民事訴訟法

**(12) Q11について**

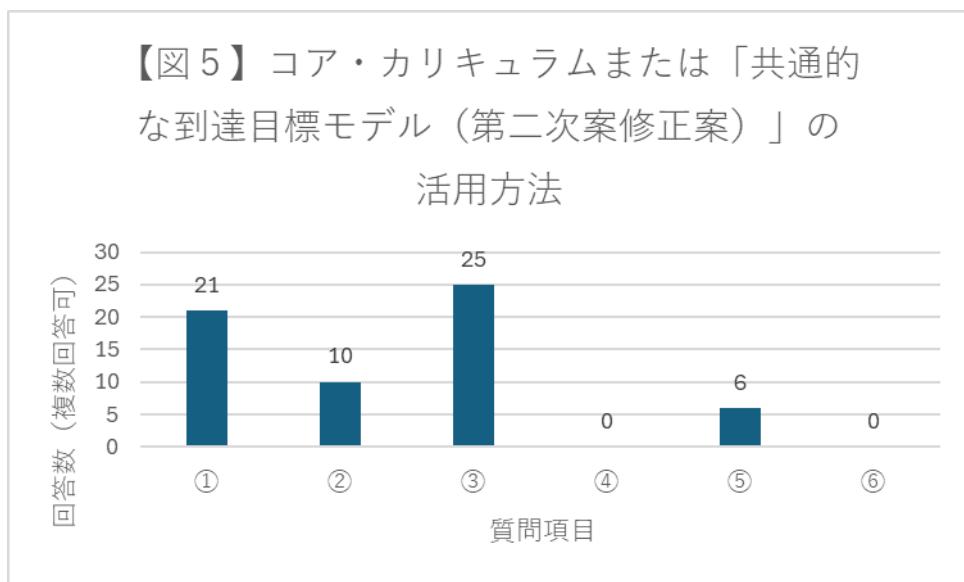
Q11は、コア・カリキュラムまたは「共通的な到達目標モデル（第二次案修正案）」の活用方法を尋ねるものである。

各回答の数値は、【表5】の通りである。なお、複数回答可としているため、回答数の合計は、回答した大学数とは一致しないことに留意されたい。

【表5】コア・カリキュラムまたは「共通的な到達目標モデル（第二次案修正案）」の活用方法

質問項目	回答数
①シラバスを作成する際に参照している。	21
②ガイダンス等で授業全体の説明をする際に参照している。	10
③授業において取り上げる項目として参照している。	25
④新たな授業科目を設置する際に参照している。	0
⑤従来の授業科目の内容を見直す際に参照している。	6
⑥その他	0

上記をグラフにしたものが、【図5】である。



### (13) Q12について

Q12は、コア・カリキュラムの策定に際して、実務家教員が関与しているか否かを尋ねるものである。

①まったく関与していないとするものが11校、②関与しているとするものが15校、無回答が1校であった。また、②については、具体的な関与の方法について説明を求めたところ、次のような意見が寄せられた。

- ・刑事訴訟法に関しては、研究者教員の案につき、実務家教員が意見を述べた、刑事訴訟実務の基礎についても、コア・カリキュラム及びシラバスの策定に実務家教員が関与している。民法については、「共通的な到達目標モデル（第二次案修正案）を前提に授業内容を展開しているが、授業内容の検討は、実務家教員を含む民法担当教員全員で検討しており、そこでの意見をふまえて共通的な到達目標モデル（第二次案修正案）の確認・修正を行っている

- ・民事訴訟実務、刑事訴訟実務、法曹倫理については、実務家教員が中心となってコア・カリキュラムの策定をしている。
  - ・【LS 単位】現在、独自のコア・カリキュラムは作成していないが、それを作成しないという積極的な判断があったわけではなく、実務家教員にそうした判断を求めたこともない
- 【科目単位】実務家教員が講義を担当する科目（「刑事実務基礎」等）においては、各講義回における取扱い内容を決定するのは基本的に実務家教員であり、上記「モデル」の内容をどこまで組み込むか等の判断も基本的には実務家教員に委ねられている。

#### (14) Q13について

Q13 は、コア・カリキュラムと「共通的な到達目標モデル（第二次案修正案）」に関する意見を自由回答の形で求めるものである。具体的には、次のような意見が寄せられた。

- ・コストとの見合いであるが、文科省の支援の下、「共通的な到達目標モデル（第二次案修正案）」の改訂を行ってもよいのではないか。
- ・毎年分野ごとに法改正との整合性も含めて見直し、必要があれば更新しているが、さすがに第二次案修正案は古い（作成後あまりに時間が経過している）です。さすがに更新していただきたいです。
- ・法改正や新判例に対応した「第三次案」の策定が待たれます。また、1年次において共通到達度確認試験が実施されていることとの平仄からいえば、未修1年次の共通的な到達目標についても、別途示されるべきだと思います。
- ・第二次案修正案を利用している中で法改正がなされた科目も多いため、それらに対応した修正を早急に検討願いたい。
- ・網羅的で現実的でないことに加え、作成から時間が経過しており、新たに作成すべき時期になっていると思う。
- ・微細にわたりすぎているところもあるので、法科大学院全体で整理・修正する必要があるかもしれない。
- ・共通的な到達目標モデル（第二次案修正案）が 2010 年 9 月に公表され、まもなく 15 年が経過するが、法令改正や新たな判例に伴う改訂の必要があるほか、もともとの項目の設定が科目によってバラツキが大きく、総じていれば、現在の履修年限、在学中受験を前提とすると、到達目標としてかなり無理がある詳細な学識の取得を求める内容になっている。改訂に当たっては、その後の法令・判例をふまえた内容に修正する必要があるほか、各法科大学院が遵守できるような最低限の到達目標として大幅に内容を絞って「コア」に相応しい基準に改訂し、細かい具体的な到達目標は各法科大学院に委ねるのが相当である。

- ・「共通的な到達目標モデル（第二次案修正案）」は、定期的に改定を加える必要がある。また、将来的には、司法試験の出題ともリンクさせる（そのことを司法試験の出題方針の中に明記する）のが望ましい。
- ・本アンケートの回答にあたり、「コア・カリキュラム」と、各大学院に策定が求められているディプロマ・ポリシーとの関係を整理する必要があるのではないかと感じられた。前者は授業内容を具体的に定めるもの、後者は学位授与のために学生が修得するべき資質・能力を概括的に定めるもの、とそれぞれ理解しているが、それでよいか。それとも、両者は同じものか。

#### 4. 若干の分析

##### (1) コア・カリキュラムの利用状況

まず、多くの法科大学院では、「共通的な到達目標モデル（第二次案修正案）」をそのまま自大学の到達目標として用いているか（9校）、または、それをベースにして一定程度の修正を加えているか（11校）のいずれかにとどまっている。もっとも、それをベースにしつつ大幅に修正しているもの（2校）、科目ごとに対応が異なっているもの（4校）、独自の対応を行っているもの（1校）がある（Q1の回答を参照）。

このうち、「共通的な到達目標モデル（第二次案修正案）」を修正して到達目標を策定している法科大学院のほとんどは、法改正や新たな判例に対応した修正を行っている。もっとも、そのようなある種の微修正にとどまらず、授業内容に沿う形で修正を行っているものや各大学の人材育成目標や「学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）」、「教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）」等をふまえて修正を行っているものも複数存在する（Q2の回答を参照）。なお、大幅に修正しているとした2校については、あくまで「共通的な到達目標モデル（第二次案修正案）」をベースにして、その修正を重ねて現在に至っている。さらに、策定や修正に当たり、実務家教員が関与している大学も複数存在する（Q12の回答を参照）。

また、科目ごとの対応が異なる法科大学院については、法改正や新たな判例がある科目のみ修正するというものもあるが、授業内容を意識して修正を行っているものや授業内容やシラバスとのリンクを図っているものもある（Q4の回答を参照）。

注目されるのは、コア・カリキュラムを策定している科目はごく一部にとどまるが、科目的教育方針については「ディプロマ・ポリシー」によるとする大学が存在する点である（Q5の回答を参照）。

さらに、司法試験科目ではないものについてはコア・カリキュラムを策定していない大学が若干存在する。逆に、司法試験選択科目について、コア・カリキュラムを策定している大学もある（Q6の回答を参照）。

なお、現在コア・カリキュラムが策定されていない分野について新規の作成を検討している大学は見られなかった（Q 7 の回答を参照）。

各法科大学院で策定されたコア・カリキュラムまたは「共通的な到達目標モデル（第二次案修正案）」については、多くの大学においてシラバスの作成・授業のガイダンス・授業の実施の場面で活用されている。また、従来の授業科目の内容を見直す際に参照している大学が複数存在する点も注目に値する（Q 11 の回答を参照）。

### （2）「3+2」の導入及び司法試験の在学中試験の実施との関連性

多くの大学では、「3+2」の導入及び司法試験の在学中試験の実施後も、コア・カリキュラムの修正を行っていない（Q 9 の回答を参照）。その理由は、これらはいずれも、現状の法科大学院の到達目標を変更するほどのものではないと考えられたからではないかと推測される。

もっとも、「3+2」の導入及び司法試験の在学中試験の実施を受けて、コア・カリキュラムの修正を行い、または、修正を検討している大学も存在する（Q 9 の回答を参照）。

また、連携法曹基礎課程（法曹コース）においても各法科大学院のコア・カリキュラムまたは「共通的な到達目標モデル（第二次案修正案）」を利用してもらっている大学が複数存在する点は注目される（Q 10 の回答を参照）。

### （3）「共通的な到達目標モデル（第二次案修正案）」の改訂の必要性について

コア・カリキュラムや「共通的な到達目標モデル（第二次案修正案）」について自由回答の形で意見を求めた結果、法令の改正や判例の集積をふまえて早急な改訂を求める声が数多く寄せられた。また、現在の「共通的な到達目標モデル（第二次案修正案）」は、内容が細かすぎるため、文字通り「コア」な部分に限定するべきであるとする意見も複数寄せられた（Q 13 の回答を参照）。

もっとも、小委員会においては、各法科大学院が法科大学院認証評価を受ける際に、それぞれの責任において法令の改正や判例の集積をふまえてコア・カリキュラムの改訂をしていると想定されるところ、それを前提として、コア・カリキュラム本体についてどのような対応が必要となるかを検討すべきであるとする意見もあった。

このほか、共通到達度確認試験が実施されている現状をふまえて未修1年次独自の「共通的な到達目標」の策定を求める意見（Q 13 の回答を参照）、また、司法試験選択科目について「共通的な到達目標」の策定を求める意見も寄せられた（Q 8 の回答を参照）。

## 5. 結びに代えて——今後の検討課題の提示

以上の通り、今回のアンケートの結果からは、各法科大学院においては、それぞれ工夫を重ねつつ、「共通的な到達目標モデル（第二次案修正案）」、またはそれをベースにした

各法科大学院独自のコア・カリキュラム、さらに独自のコア・カリキュラムを活用しているという実態が明らかとなった。

今回のアンケートの結果をふまえると、今後検討すべき課題として、以下の点が挙げられる。

### 〔課題 1〕「共通的な到達目標モデル（第二次案修正案）」の修正・見直し

#### 〈課題 1-1〉 法令の改正・判例の集積に対応した修正

「共通的な到達目標モデル（第二次案修正案）」については、策定からおよそ 15 年を経過し、今回のアンケートでも修正を求める意見が多数寄せられている。この 15 年の間に、法令の改正が相次ぎ、また、重要判例の集積も進んでいるので、少なくともそれに対応した修正が必要である。まさに、法科大学院における教育において参照されるケースもあることを考えると、早急な対応が必要な喫緊の課題であるといえる。

#### 〈課題 1-2〉 到達目標として取り上げられている項目全体の見直し

もっとも、そのような美容整形的な修正にとどまらず、根本的な修正を求める意見もある。具体的には、現在の「共通的な到達目標モデル（第二次案修正案）」は、「網羅的で現実的ではない」、「微細にわたりすぎている」、または「もともとの項目の設定が科目によってバラツキが大きく、総じていえば、現在の履修年限、在学中受験を前提とすると、到達目標としてかなり無理がある詳細な学識の取得を求める内容」となっているという批判が寄せられている。そのうえで、このような状況を克服するために、「各法科大学院が遵守できるような最低限の到達目標として大幅に内容を絞って『コア』に相応しい基準に改訂し、細かい具体的な到達目標は各法科大学院に委ねるのが相当である」とする提案もなされており、傾聴に値する。

また、小委員会においては、「共通的な到達目標モデル（第二次案修正案）」の策定時には司法試験短答式試験の出題対象は基本 7 科目（憲法・民法・刑法・行政法・商法・民事訴訟法・刑事訴訟法）すべてであったが、2015（平成 27）年以降は憲法・民法・刑法の 3 科目に限定されたことをふまえて、他の 4 科目につき主に論文式試験を念頭に置いて内容を見直すべきであるという意見もあった。

以上の点を考慮すれば、「共通的な到達目標モデル（第二次案修正案）」については、後述する課題もふまえて、取り上げられている項目全体を見直すことも必要である。

#### 〈課題 1-3〉 新たな「共通的な到達目標モデル」の策定

今回のアンケートでは、2014（平成 26）年度から試行試験が実施され、2019（令和元）年度から本格的に導入された「共通到達度確認試験」をふまえて、未修 1 年次については独自の「共通的な到達目標モデル」を策定すべきであるという意見が寄せられた。

もっとも、小委員会においては、未修コース1年次で基本7法をすべて取り扱うか、また、取り扱うとしてどこまで取り扱うかという点については、各法科大学院のカリキュラムによって異なっており、「共通」させるということのハードルは高いのではないかという意見があった。また、共通到達度確認試験の対象科目は憲法・民法・刑法のみであり、それらの科目とそれ以外の科目とで要求されるものが異なるのではないかという意見もあった。

また、現在は「共通的な到達目標モデル」が策定されていない司法試験選択科目についても、同様に策定を求める意見があった。実際に、大学独自にコア・カリキュラムを策定したところもあり、策定の必要性は高いといえよう。

さらに、今回のアンケートでは具体的には意見としては挙げられなかつたが、近時は、実務基礎科目をはじめとする臨床法学科目に関するコア・カリキュラムの策定を求める意見もある。

以上の点をふまえれば、新たな「共通的な到達目標モデル」の策定の要否についても、今後検討する必要があろう。

## 〔課題2〕学部教育との連続性を意識した「共通的な到達目標モデル（第二次案修正案）」の修正の要否

法科大学院教育においては、従来から学部教育との接続は意識されていたが、「3+2」の導入によって法学系学部に連携法曹基礎課程（法曹コース）が創設されたことにより、法科大学院と学部の授業内容の連続性がより強く意識されるようになった。

例えば、法科大学院が設置されている大学であれば、法科大学院の教員が法曹コースの教育に関わっていることが多い。また、法科大学院が設置されていない（あるいは、かつては設置されていたが現在は募集停止され、または廃止された）大学でも、法曹養成連携協定を締結している法科大学院の教員が法曹コースの教育に関わっているケースもまま見られる。それゆえ、法曹コースの教育においても、法科大学院所属の教員が担当している科目については、「共通的な到達目標モデル（第二次案修正案）」あるいは各法科大学院のコア・カリキュラムが意識された授業が一定程度は実施されているといえる。

しかしながら、これらはあくまで個別の教員レベルの対応に留まるものである。実際に、本アンケートの回答を見ると、「共通的な到達目標モデル（第二次案修正案）」や各法科大学院で利用しているコア・カリキュラムを学部教育でも利用している大学は、ごく一部にとどまる。

小委員会においては、学部教育における学部のディプロマ・ポリシーがリーガルマインドを身につけることも内容としていると考えられる点をふまえて、本来は専門職として身につけるべき事項であるコア・カリキュラムがどのような位置づけを有するかを考えることも重要な意見があった。

以上の点をふまえれば、「共通的な到達目標モデル（第二次案修正案）」や各法科大学院のコア・カリキュラムのあり方を見直す際には、学部教育との連続性の要否についても考慮する必要があろう。特に、学部教育のうち、法曹コースについては、法曹養成連携協定において、法曹コースの授業の内容が連携先の法科大学院の授業の内容に対応しているか否か、すなわちシラバスを対照させて両者の同質性があるか否かを確認していることをふまえれば、より強く連続性を意識することも求められよう。

もっとも、小委員会においては、【課題1】で述べたように、未修コースで基本7法のすべてを取り扱うか、または取り扱うとしてどこまで取り扱うかは各法科大学院で異なり、法曹コースでは少なくとも連携先の法科大学院の未修コースにおける到達目標を充足すればよいという点を考慮すれば、やはりどこまで「共通」させることができるかという問題が存在するのではないかという指摘があった。

また、法曹コースであっても、学部の専門課程として設定され、学部の早期卒業修了時には各学部の専門課程全体のディプロマ・ポリシーの充足度との関係を考慮すべきであることをふまえれば、各法科大学院と各学部の連携協定ごとに特殊性があるといえる。さらに、法曹コースであるとはいえ、ロースクールに進学するためには入試による選抜があり、そこで各法科大学院におけるコア・カリキュラムをふまえた到達度を審査することが可能である。小委員会においては、これらの点においてもどこまで「共通」させができるかという問題が存在し、法曹コースを念頭に置いたコア・カリキュラムの整備がどの程度必要かという点について検討がなされるべきであるとの指摘もあった。

### **【課題3】コア・カリキュラムと人材育成目標、「学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）」及び「教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）」等との関係の整理**

アンケートの回答においては、コア・カリキュラムとディプロマ・ポリシーとの関係を整理する必要があるのではないか、との意見が寄せられた。また、小委員会においては、コア・カリキュラムと「入学者の受入方針（アドミッション・ポリシー）との関係についても検討する必要があるとの意見があった。

以上の点をふまえれば、「共通的な到達目標モデル（第二次案修正案）」やコア・カリキュラムのあり方を見直す際には、上記のほか、「教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）」も含めて、各法科大学院及び各法学系学部（とりわけ法科大学院と法曹養成連携協定を締結している学部）において策定することが求められている教育目標や方針（ポリシー）との関係性を考慮する必要があろう。

#### 〔課題4〕 司法試験・司法修習との接続

アンケートの回答では、将来的には、「共通的な到達目標モデル」及びコア・カリキュラムの内容を司法試験の出題ともリンクさせる（そのことを司法試験の出題方針の中に明記する）のが望ましいとの意見が寄せられた。

また、小委員会では、「共通的な到達目標モデル」及びコア・カリキュラムについては、連携法曹基礎課程（法曹コース）における教育と法科大学院における教育、さらに法科大学院における教育と司法修習との接続を意識する必要があるとの意見があった。

以上の点をふまえれば、「共通的な到達目標モデル」及びコア・カリキュラムのあり方を見直す際には、法科大学院及び法律系学部の教育にとどまらず、司法試験及び司法修習との連続性についても考慮する必要があろう。

以上

法科大学院協会

カリキュラム等検討委員会 コア・カリキュラム等検討小委員会 委員名簿

委員長：宮下 修一（中央大学・民法） ※カリキュラム等検討委員会副主任を兼任

委 員：川嶋 隆憲（慶應義塾大学・民事訴訟法 [2024年6月から]）

小島 淳（名古屋大学・刑事訴訟法）

嶋矢 貴之（神戸大学・刑法）

杉山 悅子（一橋大学・民事訴訟法 [2024年6月まで]）

土田 伸也（中央大学・行政法）

花本 広志（東京経済大学・民法）

御幸 聖樹（同志社大学・憲法）

山田 泰弘（立命館大学・商法）